

事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）について、法律及び条例に基づき、**自らの責任において適正に処理しなければならない**と定められています。ここでいう事業活動は、店舗・工場・オフィスなどで営利を目的として行われる活動だけでなく、病院・学校・官公署などでの公共的なサービスも含まれます。

事業系ごみの適正処理

事業系ごみは、横浜市で収集を行いませんので、**家庭ごみ集積場所に排出することはできません**。処分の際は、自己処理するか、市から**廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者（許可業者）に委託**してください。
また、事業系ごみの保管場所を敷地内に設けるとともに、小動物による飛散などを防止するため、蓋付きのポリ容器などを使用して、**街の美観を損なわない方法で排出**してください。

一般廃棄物収集運搬業許可業者のお問合せ先

- 横浜市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>

QRコードからもご覧いただけます



産業廃棄物処理業者のお問合せ先

- 産業廃棄物処理業者名簿（神奈川県）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f5654/index.html>
- 産業廃棄物処理業者名簿（横浜市）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/shori/02kensaku.html>
- (公社)神奈川県産業資源循環協会 電話681-2989

よくあるご質問

Q 事業系ごみは、家庭ごみと同じ分別でよいのか？

A 事業系ごみは、お住まいから出る家庭ごみとは分別が異なります。裏面を参考にしてください、分別をお願いします。

Q 少量であれば事業系ごみを家庭ごみ集積場所に出してよいのか？

A 事業系ごみは、原則、家庭ごみ集積場所には出せません。ただし、住居に併置する事業所や地域作業所等で、要件を満たしている場合、事前に届出を行うことで、家庭ごみ集積場所に排出できます。（詳細は、各区資源循環局事務所へお問い合わせ下さい。）

Q 資源化できない古紙とは？

A 資源化できない古紙とは、汚れている紙、金色・銀色の紙、感熱発泡紙、写真、シールやラベル、洗剤の紙容器、金属やビニール等の異物がついている紙など製紙原料に適さないものを指します。
それ以外の雑誌、新聞、段ボール、紙パック、オフィス紙と、ミックスペーパー（菓子箱、メモ用紙、付せん紙などの細かな紙類、シュレッダーした紙など）が資源化可能な古紙です。ただし、古紙業者によっては一部資源化できないこともあるので、古紙を引き渡している業者にご確認ください。

Q 汚れたプラスチック類はリサイクルできないから、一般ごみ（燃やすごみ）でよいのか？

A プラスチック類は汚れていても一般ごみ（燃やすごみ）と一緒に排出できません。プラスチックは産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物の処理業者に引き渡してください。また、市の焼却工場では搬入物検査を実施しており、未分別のごみを搬入した場合は持ち帰り等の指導を行っています。

リサイクルの推進

古紙、缶、びん、ペットボトル、生ごみ（食品残さ）、木くず（せん定枝）など、貴重な資源が含まれています。分別ボックスなどにより分別排出をこころがけ、リサイクルしましょう。

リサイクル関連業者のお問合せ先やリサイクルの情報

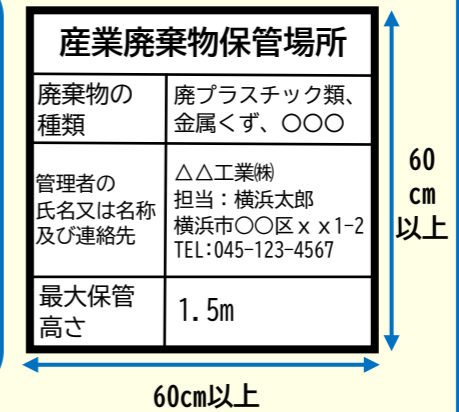
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/ippan/3r/recycle.html>

産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理をする際には、廃棄物処理法で定められた基準を守らなければなりません。特に次の項目が守られているか確認しましょう。

- 産業廃棄物の保管場所に**縦横それぞれ60cm以上**の大きさの**掲示板を設置**している。
- 廃棄物の処理を他人（業者等）に委託する場合は、書面による**委託契約を締結**している。
- 業者に引渡す際に**産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付**している。

掲示板設置例



～産業廃棄物の3Rの取組について～

排出事業者は、排出する産業廃棄物の発生状況や性状等を正確に把握できる立場にあることから、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）（3R）を行うことにより、廃棄物の減量化に努める必要があります。工程管理や品質管理の改善等により、3Rを推進するよう心がけましょう。

○産業廃棄物のお問合せ先

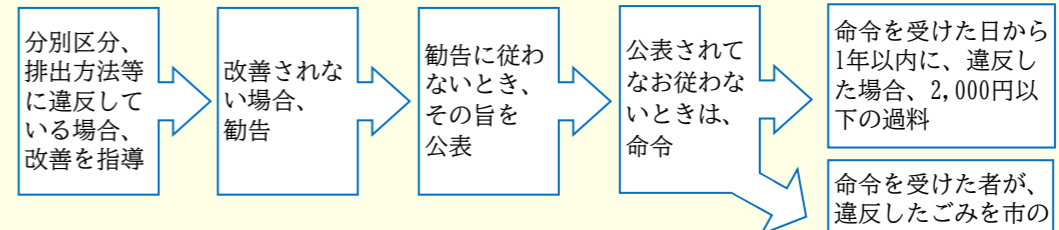
資源循環局産業廃棄物対策課排出指導係
電話 671-2513、2514 FAX 651-6805
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sanpai.html>
e-mail:sj-sampaitaisaku@city.yokohama.jp

事業系ごみのルール違反に対する罰則

横浜市では、条例で廃棄物の分別区分や排出方法に従って廃棄物を出すことを義務付け、繰り返し指導等を行ってもルールを守らない市民・事業者に対しては、最終的に罰則（過料2,000円以下）を科すこととしています。

次の行為は**禁止**されています

- ① 資源化可能な古紙を種類ごとに分別せずに、その他の一般廃棄物に混ぜる。
 - ② 一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混入する。
 - ③ 家庭ごみの集積場所に事業系廃棄物を排出する（市の制度で認められた場合を除く）。
 - ④ 廃棄物を横浜市の処理施設に自分で搬入するときに、不適物を混ぜる。
- ※ これらのルールは廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理実施計画で定められています。



※ 横浜市の焼却工場では、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないか、チェックしています。

命令を受けた者が、違反したごみを市の処理施設に搬入したときは、ごみの受入れを拒否

横浜市資源循環局事業系対策部一般廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10市庁舎23階
TEL 671-3818 FAX 663-0125
e-mail:sj-ippai@city.yokohama.jp

○令和3年4月発行